

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。

長期収載品の選定療養について

2024年10月より、**外来診療において、患者さまご自身が長期収載品による調剤を希望された場合、後発医薬品との差額の一部を特別料金として新たに徴収する制度**がスタートします。

なお本制度は外来診療に係る制度で、入院診療は対象外です。

【長期収載品とは】

後発医薬品のある先発医薬品のこと

【本制度の適用場面】

次の条件を両方満たす場合に、選定療養として特別料金が発生します

- ・ 患者さまご自身が長期収載品による調剤を希望された場合
- ・ 後発医薬品の上市後5年以上が経過した、または後発医薬品への置換え率が50%を超える長期収載品を調剤する場合

※ ただし、次のいずれかの条件に該当する場合は、対象外となります

- ・ 処方医が『医療上の必要性がある』と判断し長期収載品を処方した場合
- ・ 流通、在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難である場合

※ 院内処方（病院内での投薬）も当該制度の対象範囲ですが、原則として選択の余地がないため、院内処方はほとんどの場合対象外となります

【負担額の計算方法と徴収】

- ・ 計算方法（概算）：『長期収載品と後発医薬品との差額の4分の1』に消費税を上乗せ
- ・ 上述の【本制度の適用場面】を満たす場合に、会計窓口で徴収

※ 院外処方時には、保険薬局において徴収されます。また上述の計算方法は概算です
本制度の対象となるかどうか、正確な金額など、

詳細については、おかけの保険薬局でお尋ねください